

【垂水市指定給水装置工事事業者の皆様へ指定更新のお願い】

水道法の一部改正に伴い、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の更新制が導入され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間ごとの更新制となり、本市において指定を受けている事業者様につきましても、有効期間が経過する前に更新手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

1. 指定の有効期間（更新期限）

垂水市より指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日から平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日から平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日から平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日から平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日から令和元年9月30日	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から5年間

2 提出が必要な書類

個人	法人	更新申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）	表裏ともご記入ください
○	○	機械器具調書（別表）	器具等の写真を添付ください
○	○	誓約書（様式第2）	欠格要件に該当していないこと
—	○	定款の写し	直近のものを添付ください
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のものとしします
○	—	住民票（個人番号が記載されていないもの）	発行日から3か月以内のものとしします
○	○	給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3） 選任している主任技術者の免状の写し	全員分の免状の写しを添付ください
○	○	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 （別紙1）	受講証・終了証・資格証の写しを添付ください
○	○	直近交付済の指定事業者証の原本	原本を返却ください
※	※	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （様式第10）	※更新に際して変更事項がある場合は提出ください

3. 更新申請について

- ・申請書類は郵送でのご提出をお願いします。
- ・更新申請をせずに有効期間を経過すると、指定の効力は失われます。
※指定が失効した場合は、あらためて新規指定の手続きが必要です。
- ・更新期限を迎える事業者の方には、事前に郵送文書にてお知らせいたします。
※郵送文書が返送された場合、未更新の方への再通知は行いません。

4. 指定の基準（指定の更新基準は新規指定時と同様となります）

- 一 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること
- 二 厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること
 - (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすりパイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプパイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 三 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として、厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

5. 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項について

本市における確認項目は以下のとおりです

- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）
- ・事業所ごとの業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ・給水装置工事主任技術者等の研修会受講実績（過去5年以内）
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（過去1年以内）
※別紙1の提出に併せて、受講証・終了証・資格証の写しを添付ください
※この確認事項への回答は指定の要件（基準）ではないため、回答内容により指定が取り消されることや、更新手続きが不可能となることはありません
※回答内容の全部又は一部の非公開を希望された場合は非公開とします
※お客様の利便向上とトラブル防止のため、ご回答をよろしくお願いします

6. 更新に係る事務手続き手数料

10,000円

7. 更新申請手続きの流れ

①申請書提出	②事務手続き手数料支払い	③指定事業者証送付
提出を受けて書類内容の確認を水道課で行います	水道課が発行する納入通知書に基づき、指定金融機関でのお支払い、又は水道課指定口座への振り込みをお願いします	手数料の納入確認後、水道課より発送します

8. 給水装置工事申請の契約内容について（定型約款）

令和2年4月1日施行の民法の一部改正を受けて、「定型約款」に関する規定が新設されました。

これにより給水装置工事申請時に、申込者に対して定型約款の表示や説明が義務付けられております。

本市における給水装置工事申請に伴う手数料等の定型約款は、「垂水市給水条例」及び「垂水市給水条例施行規則」の内容となります。

本市ホームページ「垂水日和」、「市政の動き」⇒「垂水市例規集」⇒「第12類公営企業」⇒「第5章水道事業」上に、条例及び規則を掲載しておりますので、内容等ご確認ください。

9. 申請書等送付先、お問い合わせ先

〒892-2192 鹿児島県垂水市上町114番地 垂水市役所水道課業務係
電話：0994-32-1111（内線129・135）